

(11) びわ

区分	省令技術名	認定基準	[参考]県慣行基準
有機質資材施用技術	① たい肥等有機質資材施用技術 (使用の目安:1t/10a) ※ 土壌診断に基づくもの (ナギナタガヤ・ライ麦等による草生栽培を含む)	/	/
化学肥料低減技術	① 肥効調節型肥料施用技術 ② 有機質肥料施用技術	化学肥料由来の窒素成分量 14.0kg/10a以下	20.0kg/10a
化学農薬低減技術	① 機械除草技術 ② 生物農薬利用技術 ③ 天然物質由来農薬利用技術 ④ 被覆栽培技術(雨よけ、被覆資材等) ⑤ フェロモン剤利用技術 ⑥ マルチ栽培技術	化学農薬使用回数(成分数) 9回以下	12回

【その他留意事項】

- 被覆栽培により低温障害の防止を図るとともに、害虫の侵入、病害の発生を抑制して、化学農薬使用回数の低減を図る。